

諮 問 書

佐市公支第 56号

令和4年11月4日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀 様

佐賀市長 坂井 英隆



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

1 諮問内容

公民館予約システムによる電子計算機処理の開始について

2 電子計算機処理の導入目的

公民館の利用手続き（空き状況確認、予約申込）をオンライン化することにより、窓口等での接触を減らすことで、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、利用者の利便性向上を図る。

また、システムの連絡機能を活用し、地域住民への情報発信を行うなど、地域における拠点施設としての機能強化を図る。

3 電子計算機処理を行う施設及び個人情報の内容

(1) 施設

- ①市立公民館（32館）、東与賀、久保田農村環境改善センター
- ②公民館支援課

(2) 個人情報の内容

- ①利用者の氏名、住所
- ②電話番号
- ③メールアドレス

4 電子計算機処理を行う時期

- 仮稼働 令和4年1月4日 職員側システムでのみ使用可能
- 本稼働 令和4年4月1日 上記に合わせて、利用者側システムでも使用可能

5 システム利用内容

別紙1 公民館予約システム利用のながれ

別紙2 公民館予約システム利用イメージ図 のとおり

6 個人情報の適切な取扱いについての措置

(1) 公民館予約システム

- ①委託先（株式会社オーイーシー）が所有するシステムをクラウド上で使用する。
- ②システムの使用にあたっては、以下の方法でセキュリティを確保する。
 - ・委託先のサーバーとは、SSL暗号化通信を行う。
 - ・職員側システムは職員が使用する端末のIPアドレス制限を行うことにより、特定の端末からしかアクセスできない。また、職員毎に付与するユーザーID、パスワードで管理する。

(2) データ管理

- ①委託先のデータセンターのサーバーで24時間365日の監視体制により、厳重に管理する。
- ②データセンターではファイアーウォールを設置し、不正なアクセスを遮断する。
- ③委託先のデータセンターにおいて、システムのログイン履歴、操作ログ履歴、個人情報等へのアクセスログ履歴を管理する。

(3) システム管理体制

公民館支援課長をシステム管理者に任命し、システム使用者に対し、市個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図る。

7 所管課

地域振興部公民館支援課

☆予約システム利用のながれ



